

## 博多湾 NEXT 会議設置要綱

### （名称）

第1条 本会は、博多湾 NEXT 会議（以下「会議」という。）と称する。

### （目的）

第2条 会議は、市民、市民団体、漁業関係者、企業、教育、行政など多様な主体が連携・共働し、環境・経済・社会の統合的向上に取り組みながら、豊かな博多湾の環境を未来の世代に引き継いでいくことを目的とする。

### （活動）

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 博多湾の環境に関して多様な主体の交流の場を提供し、ネットワークを構築する。
- (2) 博多湾の環境に係る課題や科学的知見を共有し、よりよい博多湾にするための提案をするとともに、各主体が自主的・自発的な取り組みを進めること。
- (3) 博多湾に関する情報を発信し、市民等の博多湾に対する関心を醸成すること。
- (4) その他会議の目的を達成するために必要な事項を実施する。

### （会員の資格）

第4条 会議の会員（以下「会員」という。）は、第2条の目的に賛同し事務局への登録により、その資格を得た個人又は団体とする。

### （役員）

第5条 会議に次の役員を置く。

会長 1名

### （選任）

第6条 会長は会員の中から総会において選任する。

### （職務）

第7条 会長は、総会を代表し、会務を統括する。

### （任期）

第8条 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会)

第9条 会議の総会は会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 会議の設置要綱の制定及び改廃に関すること

(2) 第2条の目的の達成に必要と認められること

3 議決は出席した会員の過半数をもって決するものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 第1項に関わらず、会長が認めるときは、電子メール及び電子媒体を利用して総会（以下「電子総会」という）を開催することができる。

5 電子総会のときは、会員の過半数の承認により決定する。

(プロジェクトチームの設置)

第10条 会議は、第3条の活動を具体的かつ効果的に実施するため、プロジェクトチーム（以下「PT」という。）を設けることができる。

(会長の専決)

第11条 会長は、総会を招集する暇がないときは、審議すべき事項を専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、これを次の総会で報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 会議の事務を処理するため、事務局を福岡市港湾空港局港湾計画部みなと環境政策課内に置く。

(委任)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成30年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月24日から施行する。